

物品売買単価契約

物品の売買に関し地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に下記条項により契約を締結する。

第1条 品名、型番、単位及び単価は別紙のとおりとする。

第2条 物品の納入場所、納入期限、契約期間および契約保証金は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 納入場所 | 地方独立行政法佐賀県医療センター好生館 |
| (2) 納入期限 | 発注後30日以内 |
| (3) 契約期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |
| (4) 契約保証金 | 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則
第18条第1項第3号により免除 |

第3条 乙は、物品を納入しようとするときには、甲の指示により検査を受けなければならない。

第4条 前条の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙はただちに交換し、更に検査を受けなければならない。

第5条 乙は物品の納入に必要なすべての費用を負担とする。

第6条 乙は納入した物品が2か月以内に甲の不注意によることなく破損したときには、甲は取替えまたは補修の要求をすることができるものとする。この場合において、乙がその義務を履行しないときは、甲がこれを代行し、その費用は乙が負担するものとする。

第7条 乙の責に帰する事由により期限内に物品を納入しないときは、甲は違約金として納期の翌日から完納に至るまでの日数に応じ、未納物品代金に対して年5%の割合を乗じた金額を徴収するものとする。

甲の責に帰する事由により、甲が第11条に定める期限内に支払いを完了しないときは、乙は支払期限の翌日から支払いの日までの間の日数に応じ、支払遅延となった部分の金額に対して年5%の割合を乗じた額を請求できるものとする。

第8条 乙は天災または不可抗力その他正当な事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第9条 甲は乙が次の各号に該当するときには、何らの催促を要せずこの契約を解除することができる。

この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

(1) 納入期限内に納入できる見込みがないと認められたとき、または契約を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し、不正の行為があったとき。

(3) その他この契約に反したとき。

第10条 乙の責に帰すべき理由により契約を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責を負う。

第11条 乙は納入物品を月毎にとりまとめ、物品代金を甲に請求するものとする。甲は、乙が適正な請求書を提出した日の翌々月末に支払うものとする。

第12条 前条の代金の額は、別表に定める契約単価に数量を乗じた金額の合計額に消費税額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その1円未満の金額を切り捨てた額）とする。

第13条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、またはその履行を委任、もしくは、請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第14条 次の各号に該当すると認めるときは、甲乙協議し、契約を変更または解除することができる。

(1) 経済上の著しい変動により、契約単価が不相当であると認めたとき。

(2) 物品の品質、規格等について使用に適さないと認めたとき。

第15条 この契約に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則の定めるところによる。

第16条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成30年 月 日

甲 住 所 佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
氏 名 理事長 中川原 章

乙 住 所
氏 名

(別紙)

No	品名	型番	単位	単価 (税別)
1	ベスト	FV3573-2	枚	
2	スカート①	FS4569-2	枚	
3	スカート②	FS45738-55	枚	
4	パンツ	FP6522-2	枚	
5	長袖ブラウス	FB752E-1	枚	
6	半袖ブラウス	FB710E-1	枚	
7	オーバーブラウス①	26390-5	枚	
8	オーバーブラウス②	26360-4	枚	
9	スカーフリボン	A1900-38	枚	